

奄美群島振興開発制度の概要

- ・奄美群島振興開発事業のスキーム P1
- ・奄美群島振興開発特別措置法 P2
- ・奄美群島振興開発基本方針の概要 P3
- ・国庫補助率の嵩上げと公共事業予算の一括計上 P4
- ・奄美群島振興交付金 P5
- ・(独)奄美群島振興開発基金の概要 P6
- ・【参考】奄美群島振興開発特別措置法の変遷 P7

奄美群島振興開発事業のスキーム

奄美群島振興開発特別措置法

昭和29年6月21日法律第189号
改正：平成31年3月30日法律第8号
(令和5年度まで法期限を5年間延長)

所管大臣：総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣（8大臣）

奄美群島振興開発基本方針

令和元年5月7日策定 [主務大臣]

奄美群島振興開発計画

令和元年5月31日策定 [鹿児島県]

奄美群島振興開発審議会(法第39条)

奄美群島振興開発特別措置法の規定により、奄美群島の振興開発に関する重要事項につき、主務大臣に対し意見を申し出ることができる。

国庫補助率の嵩上げ

○奄美群島振興開発計画に基づく事業のうち、別表（法第6条関係）に定める事業
道路、港湾、空港、漁港、簡易水道、し尿・ごみ処理施設、海岸、河川、義務教育施設 等

一括計上・移替執行

奄美群島振興開発予算について
(昭和49年3月29日閣議了解)

奄美群島振興開発計画に基づく事業に要する経費のうち公共事業関係費については、事業の総合性を確保するため、昭和49年度からその予算を国土総合開発庁の所管に一括して計上し、その使用に際しては、各省所管に移し替えるよう措置するものとする。

奄美群島振興交付金(法第9条)

奄美群島振興開発計画に基づく事業のうち、奄美群島の特性に応じた産業振興又は住民の生活の利便性の向上に資する事業として交付金事業計画に記載した事業に対して交付。

- 農林水産物の輸送に要する費用の低廉化に関する事業
- 農業の生産性の向上に関する事業
- 情報通信業における新たな事業機会の創出に関する事業
- 観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する事業
- 奄美群島の特性に応じた産業の振興に寄与する人材の確保及び育成に関する事業
- 航路及び航空路における人の往来に要する費用の低廉化に関する事業 等

(独)奄美群島振興開発基金による金融面からの支援

奄美群島振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給するため、一般の金融機関が行う金融を補完、又は奨励することを目的に設立。第1次産業から第3次産業まで、群島内の事業者等を対象に、実態に見合ったきめ細かな信用保証を実施するとともに、地域の特性に即した業種に対し重点的に融資を実施。

奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）

奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。）の特殊事情に鑑み、奄美群島の振興開発に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展、その住民の生活の安定及び福祉の向上並びに奄美群島における定住の促進を図ることを目的とする。〔§1〕

◇ 総則

- 目的〔§1〕
- 基本理念〔§2〕
- 国及び地方公共団体の責務〔§3〕

◇ 基本方針

- 基本方針の策定(国)〔§4〕

◇ 振興開発計画等

- 奄美群島振興開発計画の策定(鹿児島県)〔§5〕
- 国庫補助率のかさ上げ〔§6〕
- 地方債についての配慮〔§7〕

◇ 交付金事業計画等

- 交付金事業計画の作成(鹿児島県)〔§8〕
- 交付金の交付等〔§9〕
- 計画の実績に関する評価(鹿児島県)〔§10〕

◇ 産業振興促進計画等

- 産業振興促進計画の作成(奄美群島市町村)・認定(国)〔§11〕
- 旅行業法の特例〔§18〕
- 補助金適正化法の特例〔§19〕
- 農地法等による処分についての配慮〔§20〕
- 中小企業者に対する配慮〔§21〕

◇ その他の特別措置（配慮規定等）

- 医療の確保等〔§22〕
- 交通の確保等〔§23〕
- 農林水産業その他の産業の振興〔§24〕
- 就業の促進〔§25〕
- 情報の流通の円滑化及び通信体系の充実〔§26〕
- 生活環境等の整備〔§27〕
- 介護給付等対象サービス等の確保等〔§28〕
- 高齢者の居住用施設の整備〔§29〕
- 保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減〔§30〕
- 防災対策の推進〔§31〕
- 自然環境の保全及び再生〔§32〕
- 再生可能エネルギー源の利用の推進等〔§33〕
- 教育の充実等〔§34〕
- 地域文化の振興等〔§35〕
- 観光の振興及び地域間交流の促進〔§36〕
- 人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保〔§37〕
- 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置〔§38〕

◇ 独立行政法人奄美群島振興開発基金

- 目的、役員、業務の範囲等

◇ 奄美群島振興開発審議会

- 審議会の設置、権限、組織等
- 奄美群島振興開発に関して講じた施策の審議会への報告〔§41〕

◇ 雑則・附則等

- 主務大臣の規定〔§62〕
- 平成36年3月31日限りで失効〔§附則1〕

奄美群島振興開発基本方針の概要（令和元年5月7日策定）

奄美群島の振興開発の意義及び方向

振興開発の意義

奄美群島は、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情を抱えているが、他方で我が国の領域の保全や海洋資源の利用、食料の安定的な供給等に重要な役割を担っている。また、奄美群島は豊かな自然環境に恵まれ、多様で個性的な伝統文化や温暖な気候等、他の地域にはない魅力をも有している。

こうした特性を生かしながら、地理的・自然的特性に即した振興開発を着実に進め、本土との格差是正や諸課題の解決を図っていくことが重要である。

振興開発の方向

(1) 奄美群島の特性を生かした産業の発展による雇用機会の拡充

- ◆ 二地域居住やUIターン等の活性化に努めるとともに、地域産業の振興や人材の育成等により、雇用機会の拡充を促進し、人口の社会減の更なる縮小を図る。
- ◆ 平成25年2月に奄美群島内12市町村が策定した「奄美群島成長戦略ビジョン」も踏まえ、農業・観光・情報通信を重点3分野として引き続き取組を進める。
- ◆ 情報通信については、地理的不利性を抱える離島においても定着が可能な産業であることから、島外からの企業誘致と産業を支える人材の育成により産業集積を図る。

(2) 世界自然遺産推薦地及び国立公園としての環境保全と地域資源を生かした観光振興

- ◆ 「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」は、令和2年の世界自然遺産登録を目指し、平成31年2月にユネスコ世界遺産センターへ推薦書が提出されたところであり、貴重な自然環境を保全するための施策に積極的に取り組む。
- ◆ 各種事業の実施に当たっては、持続可能な開発目標（SDGs）も視野に入れた持続的かつ効果的な取組を推進する。
- ◆ 適正利用のルール設定等を通じて地域資源を生かした質の高いエコツーリズムを推進し、自然環境の保護・保全と両立する持続的な観光の振興を図る。

(3) 奄美群島全体としてのポテンシャルの発揮

- ◆ 奄美群島が一体となった情報発信に努め、その知名度を向上させるとともに、地域の特性に応じた産業の振興・雇用の拡大、生活環境の改善等の施策を展開する。
- ◆ 奄美群島12市町村により構成される奄美群島広域事務組合等を活用した広域連携の強化を図る。

(4) 住民の生活の利便性の向上

- ◆ 介護、医療、防災、教育等の定住環境の整備を進めていく。

(5) 社会資本の整備及び維持管理

- ◆ 既存施設の老朽化対策等を含め、必要な社会資本の整備及び維持管理を引き続き行っていく。

奄美群島の振興開発を図るための基本的事項

- ◆ 国、鹿児島県、群島内市町村、(独)奄美群島振興開発基金、民間事業者等の連携を強化し、ソフト・ハード両面から効率的・効果的な施策展開に努める。
 - ◆ 地域の創意工夫をより一層促し、奄美群島の成長戦略を更に加速させるため、雇用拡充、人材育成又は交流人口拡大に資する事業のうち、民間と連携した新しい取組については、奄美群島振興交付金による支援の強化を図る。
- 1 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発
 - ◆ 農林水産業の振興、情報通信産業等の振興、地域資源を活用した商工業等の産業の振興
 - 2 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進
 - 3 観光の開発
 - ◆ 世界自然遺産登録に向けた動きを踏まえたエコツーリズム等の推進
 - ◆ 奄美群島全体としての受入環境整備
 - 4 道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化等
 - ◆ 航路・航空路運賃、農林水産物・加工品・原材料等の輸送費の軽減等
 - 5 住宅及び生活環境の整備
 - 6 保健衛生の向上
 - 7 高齢者の福祉その他の福祉の増進
 - 8 医療の確保等
 - 9 防災及び国土保全に係る施設の整備
 - 10 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止
 - 11 再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給
 - 12 教育及び文化の振興
 - 13 国内及び国外の地域との交流の促進
 - 14 奄美群島の振興開発に寄与する人材の確保及び育成
 - 15 奄美群島の振興開発に係る独立行政法人奄美群島振興開発基金、事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保

奄美群島の振興開発に関するその他の事項

- ◆ 交付金事業計画、振興開発計画に掲げる事業等には、諸施策の目的を明確にする成果目標を設定するとともに、その達成状況について定期的に評価を行うなどのフォローアップを行う。
- ◆ 国、鹿児島県及び奄美群島広域事務組合は、成長戦略の実現や持続的な地域づくりに必要な具体的方策を検討するための連携体制を構築する。

国庫補助率の嵩上げと公共事業予算の一括計上

○奄美法において、奄美の公共事業における国庫補助率の嵩上げ措置が規定されている。

公共事業における補助率の比較（主要事業）

事業名	補助率	
	奄美	内地
道路事業（社会資本整備総合交付金）		
指定区間外国道の改築	8/10	5.5/10
県道の改築	7/10	5.5/10
港湾事業（社会資本整備総合交付金）		
地方港湾		
外郭施設の改修	9/10	4/10
係留施設の改修	7.5/10	4/10
空港整備事業		
地方管理空港	8/10	5/10
河川事業（社会資本整備総合交付金）		
広域河川改修事業	6/10	5/10
砂防事業（社会資本整備総合交付金）		
通常砂防事業	2/3	5/10
海岸事業（社会資本整備総合交付金）		
高潮対策事業	2/3	5/10

○閣議了解に基づき、奄美群島振興開発関係公共事業予算は国土交通省に一括計上される。

奄美群島振興開発関係の公共事業予算については、奄美群島振興開発計画に基づく事業が円滑に遂行されるようにするため、昭和49年の閣議了解(※)に基づき、昭和49年度以降国土庁(現国土交通省)予算に一括計上されることとなった。

【一括計上の内容】

- || 従来補助金(農林水産基盤整備、港湾整備 等)
- || 農山漁村地域整備交付金
- || 社会資本整備総合交付金
- || 防災・安全交付金

(※)奄美群島振興開発予算についての閣議了解事項(昭和49年3月29日)

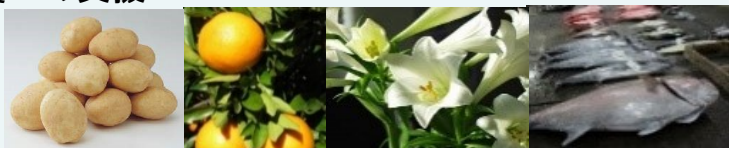
奄美群島振興開発計画に基づく事業に要する経費のうち公共事業関係費については、事業の総合性を確保するため、昭和49年度からその予算を国土総合開発庁の所管に一括して計上し、その使用に際しては、各省所管に移し替えるよう措置するものとする。

奄美群島振興交付金

奄美群島の自立的発展、住民の生活の安定及び福祉の向上並びに定住の促進を図ることを目的として、奄美群島の特性に応じた産業の振興又は住民生活の利便性の向上に資する事業を支援する。

物資の輸送費支援(交付率:7/10)

- ◆販路・生産拡大等のための戦略産品の移出等に係る輸送費への支援



戦略産品の例(ばれいしょ・たんかん・テッポウユリ・カンパチ)

奄美周遊・沖縄連携観光の促進【新規】 (交付率:6/10)

- ◆群島全体への誘客・周遊を促進する事業を支援
- ◆沖縄と奄美で連携して行うプロモーションや沖縄・奄美間の運賃割引を支援



国指定特別天然記念物
(アマミノクロウサギ)



原生林ツアー(金作原)

世界自然遺産
「奄美大島、徳之島、
沖縄島北部及び西表島」



奄美大島

徳之島

沖縄島北部

西表島

航路・航空路運賃軽減(交付率:6/10)

- ◆奄美群島の住民等(県内路線)・旅行者(群島間路線)を対象とした運賃割引への支援

水産業の振興・農業の生産性向上 (交付率:5/10、6/10)

- ◆水産資源の増養殖や低未利用資源の活用等への支援
- ◆台風対策に資する平張ハウスの整備等、農業機械の導入への支援

成長戦略の実現に向けた支援 (交付率:5/10、6/10)

- ◆地域が自らの創意工夫を生かして雇用拡充、人材育成や交流人口を図るために実現する事業を支援
- ◆雇用拡充、人材育成又は交流人口拡大に係る事業のうち、民間と連携した新しい取組(事業開始から3年以内)については、交付率をかさ上げして強力的に支援

(独)奄美群島振興開発基金の概要

組織の概要

- 所在地 鹿児島県奄美市(3課、2出先事務所、1担当)
- 理事長 本田 勝規
- 職員数 18名(非国家公務員)
- 資本金 178億円(国110億円、県46億円、市町村21億円)
※令和4年3月31日現在
- 根拠法 奄美群島振興開発特別措置法(昭29年法第189号)
※令和6年3月31日までの時限法
- 主務大臣 国土交通大臣、財務大臣
- 沿革
 - 昭和30年9月10日: 奄美群島復興信用保証協会設立
 - 昭和34年3月30日: 融資業務を追加
 - 平成元年4月1日: 出資業務を追加
 - 平成16年10月1日: 独立行政法人化
 - 平成18年3月31日: 出資業務を廃止

業務の概要

奄美群島振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的として平成16年度に設立。奄美群島における産業の振興開発を促進し群島経済の発展に寄与するため、第1次産業から第3次産業まで、奄美群島の中小・零細事業者に対する金融面からの支援(保証・融資)を実施している。

(1) 保証業務

奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者等が金融機関から貸付を受ける際に金融機関に対して負担する債務の保証を行う。

令和3年度保証承諾額	26件	3億円
年度末保証残高	182件	13億円

(2) 融資業務

奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付け、及び政令で定める事業を行う事業者に対する事業資金の貸付けを行う。

令和3年度融資額	71件	11億円
年度末融資残高	522件	33億円

独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)

- 中期目標管理型の法人とする。
- 本法人の財務状況を着実に改善するため、リスク管理債権比率及び繰越欠損金の削減の具体的な計画を策定するとともに、平成26年度から始める次期中期計画に反映する。
- 財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、金融庁検査を導入する。
- 本法人の金融業務における審査体制やコンサルティング機能の強化を図るため、日本政策金融公庫との統合の可能性も視野に入れつつ、人事交流、業務提携等を実施するなど、同公庫等との連携を図る。

【参考】奄美群島振興開発特別措置法の変遷

